令	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令
割戻金から、法第百五十九条第二項第一号に規定する拠出金の額、第四十四条の二	割戻金から、附則第四項前段
年金経理から業務経理	厚生年金基金基本年金経理若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理（以下単に「年金経理等」という。）から福祉事業経理又は業務経理
法第百三十条第五項	平成二十五年改正法附則第四十条第六項
年金経理及び業務経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は、その他の取引は業務経理	厚生年金基金基本年金経理、福祉事業経理、共済経理、業務経理及び厚生年金基金加算年金経理並びに確定給付企業年金経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は厚生年金基金基本年金経理により、平成二十五年改正法附則第四十条第一号及び第二号に規定する厚生年金基金加算年金経理により、同条第五項に規定する事業に関する取引は福祉事業経理により、同条第二号及び第四号に規定する業務に関する取引は業務経理により、会員の退職及び連合会の職員に係る取引は共済経理により、平成二十五年改正法附則の規定により支給する年金給付及び一時金に関する取引は確定給付企業年金経理により、その他の取引は業務経理
法第百三十六条の三第一項第五号へ(2)	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十九条の十二第二項第一号
令第三十九条の十二第二項第一号	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十九条の十二第一項
法第百三十六条の三第一項第五号へ(2)	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十九条の十二第一項
年金給付等積立金の運用を	年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第六十条に規定する年金給付積立金をいう。以下同じ。）及び積立金（同条に規定する積立金をいう。以下同じ。）の運用を
法第百三十六条の三第一項第五号イ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号イ
法第百三十六条の三第一項第五号へ(3)	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号へ(3)

年金給付等積立金の運用の	年金給付等積立金及び積立金の運用の
法第百三十六条の三第一項第五号ニ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ニ
第四十一条の六第一項第一号	第七十四条第一項において準用する第四十一条の六第一項第一号
年金給付等積立金	年金給付等積立金及び積立金
法	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
構成割合を確認	額及び構成割合を厚生労働大臣に報告
法第百三十六条の四第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第一項
年金給付等積立金	年金給付等積立金及び積立金
法第百三十六条の三第一項第一号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第一号
法第百三十六条の三第一項第四号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号
法第百三十六条の四第三項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項
法第百三十六条の四第一項	同条第一項
令	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令